

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3） 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 <u>削除</u> 第4章～第9章 [略] 附則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 <u>級別資格基準（第4条—第8条）</u> 第4章～第9章 [略] 附則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

第3章 削除

第4条から第8条まで 削除

(1) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定により、その年数に換算された年数を含む。）をいう。

(2) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

(3) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

(4) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じ

て適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

(1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについて、あらかじめ市長の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有

する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第8条 第15条の規定の適用を受けた職員及び第16条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、部内の他の職員との均衡を考慮して、市長が定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

（新たに職員となった者の職務の級）

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

（新たに職員となった者の職務の級）

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、行政職給料表（一）の職務の級5級から8級までに掲げる職務の級にあつては、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

(新たに職員となった者の号給)

第10条 [略]

- 2 初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合)にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表(別表第3)の学歴区分欄に掲げる学歴

(1) その者の職務の級を行政職給料表(一)の職務の級5級から8級までに決定しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

- 2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に、前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ市長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 [略]

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、

免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、市長が定める学歴免許等の区分とする。）を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 [略]

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらか

又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 [略]

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

[号を加える。]

[号を加える。]

はじめ市長の承認を得たもの

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となった者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表（別表第5）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数に、その加える年数（1年未満の端数があるときは、

[項を加える。]

[項を加える。]

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用

これを切り捨てた年数) の数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第9条に規定する職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に

される同表の初任給欄に定める号給の号数に、その加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 [略]

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の

別表第9に定める行政職給料表（一）7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、別表第9の2に定める行政職給料表（一）8級職員昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) 第11条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「大学卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第9に定める行政職給料表（一）7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、別表第9の2に定める行政職給料表（一）8級職員昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第11条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(3) [略]

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で、基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 市長が定める経験年数

2 [略]

[項を削る。]

3 新たに職員となった経験年数を有する者の号級の決定について、前2項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て第1項の規定による号給の範囲内で別に定めることができる。

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(3) [略]

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で、基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 [略]

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

4 新たに職員となった経験年数を有する者の号級の決定について、前3項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て第1項の規定による号給の範囲内で別に定めることができる。

(経験年数)

第13条の2 第10条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を経験年数換算表（別表第4）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、市長の定める学歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定による

[条を加える。]

その者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第14条 第12条及び第13条に規定する号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとして、これらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとして、これらの規定を適用した場合に得られる号給をもってその者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第14条 前2条に規定する号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとして、これらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとして、これらの規定を適用した場合に得られる号給をもってその者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者

の号給について、第13条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(1)～(5) [略]

(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条に規定する職務の級に決定された者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ市長の承認を得て第13条及び前3条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第9条に規定する職務の級への昇格については、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

[号を削る。]

[号を削る。]

の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(1)～(5) [略]

(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ市長の承認を得て第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ市長の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以

2 [略]

[項を削る。]

[項を削る。]

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第11条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条(第1項後段を除く。)の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の

外の職務の級への昇格については、その職務の級について、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 [略]

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については、行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格

級に昇格させることができる。

別表第2 削除

別表第3 (第10条関係)

[略]

別表第4 (第13条の2関係)

[略]

別表第5 (第12条関係)

修学年数調整表

[略]

備考

に応じた職務の級に昇格させることができる。

別表第2 (第4条関係)

行政職給料表 (一) 級別資格基準表

試験	学歴免 許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
採用 試験	大学卒 程度	大学卒	3 0	4 3	4 7	4 1 1
	短大卒 程度	短大卒	5 5	4 5	4 5	4 5
	高校卒 程度	高校卒	8 0	4 8	4 1	4 1 6
	その他	中学卒	9 3	4 1	4 1	4 2 0
			2 2	6 6		

別表第3 (第5条関係)

[略]

別表第4 (第6条関係)

[略]

別表第5 (第7条関係)

修学年数調整表

[略]

備考

1 及び 2 [略]

3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 及び 5 [略]

1 及び 2 [略]

3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

4 及び 5 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成 2 8 年亀山市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(<u>一般任期付職員の亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第4章及び第5章の規定の適用の特例</u>)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号。以下「初任給規則」という。）<u>第2条第1号に規定する採用試験の結果により採用された者に相当する者として市長が認めたものに対する初任給規則第4章及び第5章の規定の適用については、その者を当該試験の結果に基づいて職員となった者とみなすことができる。</u></p>	<p>(<u>一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例</u>)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号。以下「初任給規則」という。）<u>第2条第5号に規定する採用試験の結果により採用された者に相当する者として市長が認めたものについては、初任給規則別表第1に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験の欄の採用試験の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</u></p>

[項を削る。]

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第5条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、その者の初任給規則第13条の2の規定による経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第6に定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日を受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

2 一般任期付職員に対して、初任給規則第9条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第5条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第5に定める初任給基準表において、前条第1項の規定による級別資格基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日を受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(初任給規則の規定の適用に関する

<p>[条を削る。]</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p><u>読替え)</u></p> <p><u>第6条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第8条中「第16条第1号又は第2号」とあるのは、「亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成28年亀山市規則第17号）第4条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	